

## 第 10 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 23 年 10 月 20 日 (木) 午後 2 時 00 分

場 所 津市白山庁舎 2 階 205 会議室

出席部会委員 25 <sup>おおい</sup>大井 <sup>かずし</sup>一司・28 <sup>たぐち</sup>田口 <sup>よしのり</sup>慶則・29 <sup>ほりかわ</sup>堀川 <sup>ただしげ</sup>忠重・30 <sup>もろと</sup>諸戸 <sup>よしあき</sup>善昭  
31 <sup>たなか</sup>田中 <sup>たけつぐ</sup>竹次・33 <sup>もりやま</sup>守山 <sup>たかゆき</sup>孝之・35 <sup>いけだ</sup>池田 <sup>まさし</sup>昌司・36 <sup>もりた</sup>森田 <sup>まさたか</sup>正孝  
37 <sup>あかほり</sup>赤堀 <sup>よしお</sup>嘉夫・38 <sup>なかがわ</sup>中川 <sup>かずお</sup>和雄・39 <sup>はぎの</sup>萩野 <sup>ただし</sup>忠司・40 <sup>むかいだ</sup>向田 <sup>ただみ</sup>忠美  
42 <sup>かたおか</sup>片岡 <sup>まさいく</sup>眞郁・48 <sup>わたなべ</sup>渡邊 <sup>てるかず</sup>晃一

以上 14 名

欠席委員 26 <sup>かさい</sup>笠井 <sup>かつみ</sup>克己・27 <sup>すずき</sup>鈴木 <sup>てるまさ</sup>照正・32 <sup>はせがわ</sup>長谷川 <sup>ひろし</sup>博

出席部会員外委員 会長 野田 悟・34 浅井 競

議長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・草深次長・中西主査

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹  
美杉：松永主査

議事録署名者 48 番 <sup>わたなべ</sup>渡邊 <sup>てるかず</sup>晃一・42 番 <sup>かたおか</sup>片岡 <sup>まさいく</sup>眞郁

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について  
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)  
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)  
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 4 号 非農地証明願について

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

## 議 事 の 大 要

議長 皆さん、第10回農地部会にご参集いただきましてありがとうございます。今、農家にとってはちょっと一休みの時期ですね。ちょっとゆとりがある時期だと思うんですが、この時期は、局長が言われたように一番体調の崩しやすい時期で視察研修が11月にありますので、ぜひ体調を整えていただき、皆さんそろってご参集いただきますよう、よろしくお祈いします。

それでは、時間になりましたので部会に入らせていただきます。

本日の議事録署名委員に48番 <sup>わたなべ</sup>渡邊委員、42番 <sup>かたおか</sup>片岡委員、お2人よろしくお祈いいたします。

それと、まず、言い忘れましたが、本日欠席されている委員が、<sup>すずき</sup>鈴木委員、<sup>かさい</sup>笠井委員、<sup>はせがわ</sup>長谷川委員の3名でございますので、よろしくお祈いします。

本部会に付議されました議案については、事前に配布いたしましたとおりでございますので、よろしくお祈いします。

まず始めに、会長の専決事項の報告に入ります。

報告第1号から報告第4号につきまして事務局から一括してお祈いします。

事務局 議案書の1ページをお祈いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。

番号1、地区 川合 借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町片野内山 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積 271㎡、外2筆で、合計1,786㎡。

これにつきましては、農用地利用権設定を貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものであります。

他の2番から3番についても、同じく利用権設定を合意解約したものであります。

以上、件数は3件で合計面積6,644㎡、その内訳は田であります。

2ページをお祈いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。

番号1、地区 久居、届出者 \_\_\_\_\_、届出地 久居野村町小膳田 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,090㎡。取得年月日 平成23年4月2日、取得事由 \_\_\_\_\_から相続。あっせん等の希望はございません。

番号2、届出者 \_\_\_\_\_、届出地 久居明神町北狭間 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,132㎡、外2筆で、合計面積2,656㎡。取得年月日 平成23年3月10日、取得事由 \_\_\_\_\_から相続。あっせん等の希望はございません。

番号3、届出者 \_\_\_\_\_、届出地 久居明神町風早 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,004㎡、外6筆で、合計面積6,643㎡。取得年月日 平成23年3月10日、取得事由 \_\_\_\_\_から相続。あっせん等の希望はございません。

以上、件数は3件で、合計面積10,389㎡、内容は、田が6,892㎡、畑3,497㎡でございます。

3ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

番号1、地区 久居、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 久居万町 \_\_\_\_\_番、台帳地目 畑・現況地目 雑種地、面積 257㎡。

これにつきましては、申請者 \_\_\_\_\_は、昭和62年ごろに隣地に倉庫と車庫を建築したときに申請地も一緒に整地を行いました。自宅近くで管理がしやすいため、駐車場にしております。始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。

以上、件数は1件で、257㎡、内容は畑でございます。

4ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_と \_\_\_\_\_、申請地 久野村町西生子 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,373㎡、外7筆で、合計面積9,559㎡。

これにつきましては、受人の \_\_\_\_\_は、渡人の \_\_\_\_\_と \_\_\_\_\_により申請地を譲り受け、住宅地を造成し分譲しようとするものでございます。

番号2、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居持川町丸永 \_\_\_\_\_番、台帳地目 畑・現況地目 宅地、面積 199㎡。

これにつきましては、受人の \_\_\_\_\_は、渡人の \_\_\_\_\_より申請地を譲り受け、一般住宅を建築しようとするものであります。なお、 \_\_\_\_\_は、申請地を貸し付け、借り人が住宅を40年ほど前に建築しましたが、5年ほど前に焼失してしまったものです。始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。

以上、件数は2件で合計面積9,758㎡、内容は田が3,289㎡、畑が4,216㎡、その他が2,253㎡でございます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 5ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 榊原、受人 \_\_\_\_\_、面積 5,141㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 43,106.42㎡、申請地 榊原町砂田 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,438㎡、外1筆で、合計面積2,888㎡。

これにつきましては、この後の議案第3号 番号1、2に関連するものです。  
渡人の\_\_\_\_\_は、経営する会社の資材置き場近くにある受人の\_\_\_\_\_が所有する田と申請地を交換し、資材置き場を拡張しようとするものであります。また、受人の\_\_\_\_\_は、土地改良した土地と交換することにより、農作業の効率を向上させるとともに営農拡大を図るものであります。

番号2、地区 川口、受人 \_\_\_\_\_、面積 9,845㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 1,253㎡、申請地 白山町川口上野前\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,125㎡、外1筆で、合計面積2,429㎡。

これにつきましては、受人の\_\_\_\_\_は、渡人の\_\_\_\_\_より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものであります。

番号3、地区 八手俣、受人 \_\_\_\_\_、面積 4,060㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 3,943㎡、申請地 美杉町八手俣梅ヶ広\_\_\_\_番\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積142㎡。

これにつきましては、受人の\_\_\_\_\_は、申請地が家の近くで、所有農地に隣接し通作に便利なことから、渡人の\_\_\_\_\_より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものであります。

以上、件数は3件で合計面積5,459㎡、その内訳は、田が5,317㎡、畑が142㎡でございます。

いずれの案件も農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。  
事務局から説明がありました。現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。  
1番、お願いします。

堀川委員 29番 <sup>ほりかわ</sup>堀川でございます。今、事務局からこの榊原の土地をご説明いただいたとおりでございます。この次の議案第3号と関係するんですが、現場は、ほ場整備もしてありませんし、沼田でもあります。\_\_\_\_さんはこのところで去年までは田んぼを耕作していたんですけども、そこではやりにくいということで、\_\_\_\_\_の所有する平坦な土地と交換しようということで、\_\_\_\_さんにとっては随分とメリットがあるかと思えます。ただ、この土地については、集落も下流にあり開発も絡んできますので、十分注視しながらその辺のところを、地域としては見守っていかないかと思えます。でも、この案件については、事情がやむを得ん話である、そんなふうを考えています。

議長 はい、ありがとうございます。  
2番、お願いします。

池田委員 35番 <sup>いけだ</sup>池田です。10月13日に総合支所2名と委員3名で現地を確認しました。現場につきましては、ちょうど\_\_\_\_\_から北側へ行くと踏切がございまして、その踏切を越えたすぐの東側ということでございます。  
事務局から説明のとおりで問題はないと思えますのでよろしくご審議お願いします。

議 長	はい、ありがとうございます。 3番、お願いします。
萩野委員	39番 <sup>はぎの</sup> 萩野でございます。11日の日に事務局と現場立ち会いさせていただきまして、事務局の説明されましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございます。 ただいま地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですか。それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号について許可することと決定したいと思います。 続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、説明願います。
事 務 局	6ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。 番号1、地区 下之川、申請者 _____、申請地 美杉町下之川中津____番、台帳地目 田・現況地目 雑種地、面積 275㎡。 これにつきましては、申請者の_____は、昭和53年11月ごろ大学を卒業した次男が農業に就農するため大型農機を購入し、その農業用倉庫として建築したものでございます。始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。第2種農地でございます。 以上、件数は1件で、275㎡、その内訳は田でございます。農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議 長	はい、ありがとうございました。 事務局の説明がありました。地元委員のご意見をお伺いします。 1番、お願いします。
向田委員	40番 <sup>むかいだ</sup> 向田です。去る10月12日、事務局と確認させていただきました。先ほどの事務局の報告のとおりでございます。よろしくご審議お願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございます。 地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見ありましたら。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号を許可いたします。  
続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 7ページをお願いいたします。  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 榊原、受人 \_\_\_\_\_、使用借人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 榊原町西山 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 414 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、議案第1号 番号1及び次の番号2と関連したものです。受け人の \_\_\_\_\_ は、経営する会社の資材置き場拡張のため、渡し人 \_\_\_\_\_ の所有する申請地と \_\_\_\_\_ の所有する田を交換しようとするものであります。第2種農地でございます。

番号2、受人 \_\_\_\_\_、使用借人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 榊原町西山 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積 2, 039 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受け人の \_\_\_\_\_ の経営する会社の資材置き場拡張のため、渡人の \_\_\_\_\_ の所有する申請地を譲り受けようとするものであります。第2種農地でございます。

以上、件数は2件で合計面積3, 453 m<sup>2</sup>、その内訳は田でございます。いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。

今、説明がありました、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺います。

はい、お願いします。

堀川委員 29番 堀川でございます。先ほど議案第1号の1番で説明させていただきましたように、この土地は \_\_\_\_\_ の土地に隣接している \_\_\_\_\_ さんの土地でございます。この場所は、申し上げたように、 \_\_\_\_\_ さんの土地を \_\_\_\_\_ が交換して、ここを資材置場として \_\_\_\_\_ に使用貸借しようとするもので、もうこの場所については、先ほども申しましたように、従来より沼田であるし、農業をするには非常に困難な農地でございます。これも交換する理由であろうかと思えます。

議 長 はい、ありがとうございます。  
地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号を許可いたします。  
引き続きまして、議案第4号 非農地証明願についてを議題とします。  
事務局、説明願います。

事 務 局 8ページをお願いいたします。  
議案第4号 非農地証明願についてでございます。  
番号1、地区 川合、願出者 \_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_、保佐人 \_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_  
申請地 一志町八太鮫\_\_\_\_\_番\_\_\_\_、台帳地目 田・現況地目 宅地、面積  
3 2 4 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、申請者の\_\_\_\_\_外3名の両親が申請地に50年ほど前に居宅を建てたものであります。祖父が建てた家は、平成22年10月に取り壊しておりますが、家屋登記簿には昭和36年に死亡した祖父が建てた木造草葺平屋建の建物が表示されているため、20年を経過していると判断されます。津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により建物もしくは工作物の建造がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

番号2、地区 下之川、願出者\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川鰐垣内\_\_\_\_番、  
台帳地目 畑・現況地目 宅地、面積 3 4 3 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、申請者の\_\_\_\_\_は、農地法が制定される以前の昭和23年に分家し、この申請地を買い、居宅を新築し、現在まで住まいしております。昭和25年築、昭和26年築と記された固定資産課税台帳記載事項証明書が添付されており、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により建物もしくは工作物の建造がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

以上、件数は2件で合計面積6 6 7 m<sup>2</sup>、その内訳は、田が3 2 4 m<sup>2</sup>、畑が3 4 3 m<sup>2</sup>でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。  
事務局の説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。  
1番、お願いします。

守山委員 3 3番 もりやま たかゆき 守山 孝之です。番号1の川合の件です。これは、昭和37年ごろ

となっておりますが、現在の家を建築したのが37年。私のほうの集落ですが、私の子供のころからそこには家が建っておったわけでございまして、もう70年も経っておると思います。

議 長 はい、ありがとうございました。  
2番、お願いします。

向田委員 40番 向田です。先程と同じで、私が小さい頃から建っておったものでございますので、よろしくをお願いします。

議 長 はい、わかりました。ありがとうございました。  
ただいま地元委員より説明がございましたが、皆さん方、何かご意見がありましたら。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第4号について証明したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号を証明いたします。  
続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明願います。

事 務 局 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。別冊の表紙を1枚めくっていただきたいと思っております。8月受け付け入力分、11月公告分が1件ございまして、別紙になっておりますが、地区別集計表にはカウントいたしております。

久居、新規 5件、再設定 10件、所有権移転 1件、合計 16件でございます。面積は、田 51,456㎡、畑が16,552.97㎡、合計面積 68,008.97㎡でございます。

一志地区につきましては、新規 8件、再設定 64件、合計 72件でございます。面積は、田 68,564㎡、畑は1,368㎡、合計面積 69,932㎡でございます。

白山地区につきましては、新規が2件、再設定 2件、合計 4件でございます。面積は、田が9,035㎡、合計面積 同じく9,035㎡でございます。

美杉地区につきましては、再設定 1件、合計 1件でございます。面積は、畑が789㎡、合計面積 789㎡でございます。

合計件数 93件、内訳は、新規 15件、再設定 77件、所有権移転 1件でございます。合計面積、田が129,055㎡、畑が18,709.97㎡、総合計面積 147,764.97㎡でございます。このうち認定農業者集積状況でございますが、34件で、合計面積は80,878㎡でございます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。  
事務局より説明が終わりましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。意見もないようでございますので、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第5号についてご異議ございませんか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については適正であると認め、市長に進達することといたします。  
以上で、本部会に付議されました議案はすべて審議をいただきました。ありがとうございます。

これをもちまして、第10回 第2農地部会を閉会します。

午後2時55分

上記は、第10回第2農地部会の議事を録したものである。

平成23年10月20日

議長

出席委員

出席委員